

山梨県公報

第二千三百三十七号

平成二十五年

七月十一日

木曜日

目次

- 林業労働力確保支援センターの名称等の変更…………… 四八一
- 保安林の指定の予定(三件)…………… 四八一
- 保安林の指定実施要件の変更予定…………… 四八二
- 一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定…………… 四八二

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(三件)…………… 四八三
- 指定実施要件変更予定保安林の所在不分明通知…………… 四八三
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… 四八五
- 落札者の決定について…………… 四八五

教育委員会

- 山梨県指定有形文化財及び山梨県指定無形民俗文化財の指定…………… 四八五
- 山梨県指定天然記念物の指定の解除…………… 四八六

その他

- あつせん員候補者の告示…………… 四八六
- 公聴会の開催について…………… 四八七

告示

山梨県告示第二千三百三十三号

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第十一条第三項の規定により、財団法人山梨県林業公社から変更の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年七月十一日

山梨県知事 横内正明

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
林業労働力確保支援センターとして指定された法人の名称	財団法人山梨県林業公社	公益財団法人山梨県林業公社	平成二十五年七月一日
住所	甲府市丸の内一丁目九番十一号	甲府市武田一丁目二番五号	平成二十一年一月二十六日
事務所の所在地	甲府市丸の内一丁目五番四号	甲府市武田一丁目二番五号	平成二十一年一月二十六日

山梨県告示第二千三百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年七月十一日

山梨県知事 横内正明

- 保安林の所在場所
山梨市牧丘町室伏字洞二九九二の一〇から二九九二の二二まで
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定実施要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二千三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
笛吹市芦川町新井原字沢妻一九〇九、一九一〇
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字沢妻一九〇九・一九一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
南巨摩郡身延町小田船原字廣川原二二三七から二三四一まで、二三三九〇
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字廣川原二二三七から二三四一まで・二三三九〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年七月十一日

山梨県知事 横内正明

一 認定番号

山梨県指令建住第千二百七十七号

二 認定対象区域

中巨摩郡昭和町上河東字横田七百四十一番一、七百四十三番

三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所

山梨県県土整備部建築住宅課

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月十一日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十五年六月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨情報通信研究所

2 代表者の氏名 伊藤 洋

3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市境川町三柵三百一

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県地域において、情報通信システムを活用した地域情報化社会の発展、地域経済の活性化、福祉の増進、地域コミュニティ支援等の活動による地域社会の振興に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年七月三日から同年九月二日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月十一日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十五年七月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人みつとうげスポーツクラブ

2 代表者の氏名 三浦 善明

3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡西桂町小沼千九百五十四番地

4 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、健康、およびスポーツに関する事業、また、まちづくりの推進を図る活動を行い、青少年の健全育成及び生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年七月三日から同年九月二日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月十一日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十五年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人むつみの会

2 代表者の氏名 前田 晃

3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市下谷二千五百十六番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して就労支援及び生活活動支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加を図り、障害者が就労も含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できるよう、関係機関との連携を図りながら支援体制の確立と整備に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年七月四日から同年九月三日まで

● 指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する第三十

条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年七月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
山梨市牧丘町牧平字宮ノ入一八四一（次の図に示す部分に限る。）一八四一の内一	竹川哲也
山梨市三富川浦字峠沢一八三三の一（次の図に示す部分に限る。）	雨宮政宣、岡部富永、日原壽久、廣瀬かね子、山中友行、岡部一浩
山梨市三富川浦字北沢二〇五六の七（次の図に示す部分に限る。）	岡部和臣、日原慧、日原定雄、坂本宗高
山梨市三富川浦字円川一七三〇、一七三〇乙一、一七三〇乙二、一七三三、一七三四、字上ノ山一八六三	山中友行
山梨市三富川浦字細入一八八一	岡部一浩、廣瀬利武
山梨市三富川浦字カンカラ沢二二五六の乙の三	日原清治
山梨市牧丘町牧平字宮ノ入一八四一の内乙の一、一八四一の内乙の二、一八四一の内乙の三、一八四一の内乙の六、一八四一の内乙の九	牧平組
山梨市三富川浦字円川一七二六、字枝沢一八八二、字所ノ川一八八五の一	岡部章
山梨市三富川浦字所ノ川一八八七	花輪みさ子
山梨市切差字中ソリ一六五四	菊嶋修示

山梨市三富川浦字木場沢日向二二〇一	坂本宗男
山梨市三富川浦字上ノ山一八六二の内一	秋月寺
山梨市切差字上戸石沢二九三の九	松土三次郎
山梨市三富川浦字観音沢一八六一の一	岡部一浩、廣瀬かね子、岡部富永、日原甲子男、齊藤神、廣瀬隆宣、山中友行、雨宮政宣
山梨市三富川浦字円川一七〇六、一七〇八乙一、一七一〇、一七一一	齊藤宣安
山梨市切差字中ソリ一六五二、一六五六	渡辺一義
山梨市三富川浦字円川一七三三、一七三三の内一、字所ノ川一八八九	日原義教
山梨市三富川浦字長畑八四の三	日原幸
山梨市三富川浦字所ノ川一八八八	廣瀬利吉

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山梨市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施設要件変更の予定の告示

平成二十五年六月十三日山梨県告示第二百十四号

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、釜無

川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十五年七月十一日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	功刀 孝雄	南アルプス市上今井三二九	平成二十五年三月二十八日
同	野田 正盛	吉田一三六一一	同
同	内藤 貴夫	曲輪田二八六五	同
同	長澤 眞儀	桃園五〇九	同
同	金丸 隼人	曲輪田二〇八三	同

二 就任

役職氏	氏名	住 所	就任年月日
理事	齊藤 哲夫	南アルプス市沢登七二四	平成二十五年三月二十九日
同	名取 優	沢登十四	同
同	内藤 俊	山寺三七五	同
同	内藤 政勝	曲輪田二八六九	同
同	名取 健二	吉田四二六	同

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年七月十一日

山梨県知事 横内正明

一 落札に係る物品等の名称及び数量

普通科高校教育用コンピュータ機器 四式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十五年六月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

リコージャパン株式会社関東営業本部山梨支社

五 落札金額

四千七百四万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十五年五月十六日

教育委員会

山梨県教育委員会告示第二号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項及び第二十六條第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財及び山梨県指定無形民俗文化財として指定する。

平成二十五年七月十一日

山梨県教育委員会

委員長 高野 孫左卫門

有形文化財の部

絵画

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
絹本着色十字架捧持マニ像	一幅	絹本着色 掛幅装 画絹一副半一鋪 縦一五三・三センチメートル、横五八・七センチメートル	樓雲寺	甲州市大和町木賊一二二	笛吹市御坂町成田一五〇一番地の山梨県立博物館
絹本着色不動明王像 附紙本着色不動明王像 横田汝圭筆	一幅	絹本着色 掛幅装 画絹中六副 左右半副一鋪 縦四四五・六センチメートル、横三三九・八センチメートル 附紙本着色 掛幅装 縦四四六・二センチメートル 横三二八・二センチメートル	大善寺	甲州市勝沼町大字柏尾三五六五	笛吹市御坂町成田一五〇一番地の山梨県立博物館

無形民俗文化財の部

名称	保持団体	所在地
塩平の獅子舞	塩平親郷会	山梨市牧丘町塩平地区

山梨県教育委員会告示第三号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第三十二条第一項の規定により、次の山梨県指定天然記念物の指定を解除する。

平成二十五年七月十一日

山梨県教育委員会

委員長 高野 孫左卫門

史跡名勝天然記念物の部

天然記念物

名称	所在地	所有者
全福寺のタラヨウ	大月市賑岡町強瀬四二五番地	全福寺
北原金峰山のサクラ	山梨市牧丘町北原一四七七番地	北原区

その他

山梨県労働委員会告示第二号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成二十五年七月十一日

山梨県労働委員会
会長 鶴田 和雄

氏名	経歴	委嘱年月日
鶴田 和雄	弁護士 第三十五・三十六期山梨県労働委員会公益委員 第三十七・三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会会長代理	平成十五年七月十四日
田中 正志	弁護士 第三十七期山梨県労働委員会公益委員 第三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会会長代理	平成十九年七月五日
加藤 里美	特定社会保険労務士 第三十六・三十七・三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会公益委員	平成十七年七月十一日
勝俣 高明	公認会計士 第三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会公益委員	平成二十一年七月二十二日
深松 和子	山梨学院大学教授 第三十七・三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会公益委員	平成十九年七月五日

中澤 晴親	連合山梨事務局長 第三十七・三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
窪田 清	東京電力労働組合山梨総支部執行委員長 第三十九・四十期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十三年七月一日
齊藤 伊人	TDK労働組合甲府支部支部長 第四十期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十五年七月二日
永井 幸子	UAゼンセン山梨県支部支部長 第四十期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十五年七月二日
萩原 雄二	ルネサスエレクトロニクス労働組合甲府支部執行委員長 第三十七・三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
小池 基次	山梨県経営者協会専務理事 第三十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
小林 隆二	山梨県経営者協会参与 第三十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
武田 與光	株式会社テンヨ武田代表取締役会長 第三十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十四年九月二十六日
田中 好輔	甲斐日産自動車株式会社代表取締役会長 第三十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
松橋 勝美	塩山舗装株式会社代表取締役社長 第三十九・四十期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日

市川 由美	山梨県労働委員会事務局長	平成二十五年四月二十四日
小俣 芳久	山梨県労働委員会事務局次長	平成二十五年四月二十四日
榎原 茂	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平成二十四年四月二十五日

● 公聴会の開催について

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百十条第四項に基づく同法第十一条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十五年七月十一日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 平山 公明

一 期日

平成二十五年七月三十一日（水）午後一時三十分から

二 場所

甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館八階 八〇一会議室

三 案件

山梨県内の湖沼河川における共同漁業の免許の内容等の事前決定に対する意見について

四 その他

- 漁業の免許の内容となる事項等は、本委員会事務局（郵便番号四〇〇 八五〇一 甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館 山梨県農政部花き農水産課内 電話〇五五 二二三 一六一四）において縦覧に供するとともに、本委員会事務局のホームページ（<http://www.pref.yamanashi.jp/naisuimen/>）に掲載する。
- 公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述希望者」という。）は、住所、氏名及び職業並びに意見の要旨を記載した書面を平成二十五年七月二十四日（水）までに本委員会事務局に提出すること（郵便の場合は、同日までに必着のこと）。
- 公述希望者が多数あり、当該公述希望者が同種の趣旨の意見を有する場合には公述希望者の数又は意見を述べる時間を制限することがある。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番